FP	２級	生保

2018年 ９月試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定

２級 生保顧客
資産相談業務

実 施 日 ◆　　年　　月　　日

試験時間 ◆ 90分

★ 注 意 ★

1．受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
2．本試験の出題形式は、記述式等５題（15問）です。
3．筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
4．試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日（１月・５月試験は前年10月1日、９月試験はその年の４月１日）現在において施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
5．試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6．不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7．解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8．その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退出時の注意事項》

▶試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。

▶試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

FP2級ドットコム

【第１問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設　例》

Aさん（38歳）は、食品卸商社X社（以下、「X社」という）を2018年11月末日に退職し、個人事業主として独立する予定である。Aさんは、X社を退職するにあたり、公的年金制度について理解を深めたいと思っている。また、老後の収入を増やすことのできる各種制度を利用したいと考えている。

そこで、Aさんは、知人であるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんとその家族に関する資料は、以下のとおりである。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

(1) Aさん（38歳）

- 1980年６月14日生まれ
- 公的年金加入歴：下図のとおり（60歳までの見込みを含む）

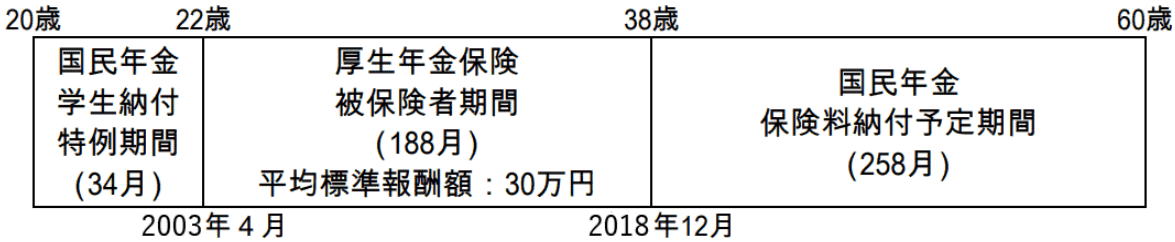

(2) 妻Bさん（38歳）

- 1980年８月21日生まれ／専業主婦
- 公的年金加入歴：18歳からAさんと結婚するまでの12年間（144月）は、厚生年金保険に加入。Aさんとの結婚後、国民年金に第３号被保険者として加入している。

(3) 長女Cさん（５歳）

(4) 二女Dさん（２歳）

※ 妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

※ 家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問１》はじめに、Mさんは、Aさんに対して、X社退職後におけるAさん夫妻の公的年金制度について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のイ～チのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I.「Aさんが2018年11月末日にX社を退職し、同年12月から個人事業主となった場合、Aさんは、国民年金の第２号被保険者から第１号被保険者への種別変更の届出を行い、以後、60歳に達するまでの間、国民年金の保険料を納付することになります。なお、種別変更の届出は、（　①　）ください。また、Aさんが個人事業主となった場合、妻Bさんは、国民年金の第３号被保険者から第１号被保険者への種別変更の届出を行い、以後、Aさんと同様、国民年金の保険料を納付することになります」

II.「国民年金の保険料は、月額（　②　）円（2018年度価額）です。毎月の保険料は翌月末日までに納付しなければなりませんが、将来の一定期間の保険料を前納することもできます。前納した場合、前納期間に応じて保険料の割引がありますが、前納できる期間は（　③　）年が上限となります」

〈語句群〉

イ．1　ロ．2　ハ．5　ニ．16,340　ホ．16,900　ヘ．20,750

ト．住所地の市（区）町村役場でAさん自らが手続を行って

チ．退職前の勤務先であるX社を通じて日本年金機構に提出して

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問２》 次に、Mさんは、Aさんに対して、老後の収入を増やすための各種制度について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。

i. 『付加保険料』

「Aさんは、所定の手続により、国民年金の定額保険料に加えて、月額（　①　）円の付加保険料を納付することができます。仮に、Aさんが付加保険料を240月納付し、65歳から老齢基礎年金を受け取る場合、老齢基礎年金の額に付加年金として（　②　）円が上乗せされます」

ii. 『国民年金基金』

「国民年金基金は、国民年金の第１号被保険者の老齢基礎年金に上乗せする年金を支給する任意加入の年金制度です。国民年金基金への加入は口数制となっており、１口目は、保証期間のある終身年金A型、保証期間のない終身年金B型の２種類のなかから選択します。国民年金基金に拠出できる掛金の限度額は、月額（　③　）円となります。なお、国民年金基金に加入する場合は、国民年金の付加保険料の納付をやめる手続が必要となります」

iii. 『小規模企業共済制度』

「小規模企業共済制度は、個人事業主が廃業等した場合に必要となる生活資金を準備しておくための共済制度です。個人事業主の場合、常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業では５人）以下の方が加入対象となります。毎月の掛金は、1,000円から（　④　）円の範囲内で、500円刻みで選択できます。共済金（死亡事由以外）の受取方法には『一括受取り』『分割受取り』『一括受取り・分割受取りの併用』があり、税法上、『一括受取り』の共済金（死亡事由以外）は退職所得として課税されます」

《問３》 最後に、Mさんは、Aさんに対して、確定拠出年金の個人型年金（以下、「個人型年金」という）について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「国民年金の第１号被保険者で国民年金の定額保険料を納付している者は、原則として、個人型年金に加入することができます。個人型年金は、60歳になるまでの通算加入者等期間が10年以上あれば、老齢給付金を60歳から受給することができます」

② 「個人型年金の掛金は、その全額が小規模企業共済等掛金控除の対象となり、総所得金額等から控除することができます」

③ 「個人型年金では、銀行・証券会社等の運営管理機関が定める手数料を負担する必要がありますが、当該手数料の額は金融機関の別なく、全国一律です」

【第２問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさん（48歳）は、会社員の妻Bさん（45歳）および長男Cさん（15歳）との３人暮らしである。Aさんは、先日、X生命保険の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんから下記の生命保険を提案された。Aさんは、提案された生命保険が介護保障の充実しているものであれば、加入してもよいと思っている。

なお、Aさんは、現在、Y生命保険の定期保険特約付終身保険に加入しているようであるが、MさんはAさんの既契約の具体的な情報を把握しきれていない。

＜Aさんが提案を受けたX生命保険の商品内容＞

・保険の種類　：５年ごと配当付終身保険（65歳払込満了）
・契約者(=保険料負担者)・被保険者：Aさん
・死亡保険金受取人　：妻Bさん
・月払保険料（集団扱い）　：28,645円

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険	100万円	終身
定期保険特約	1,000万円	10年
生活介護・収入保障特約（注１）	年額60万円×65歳まで	10年
就業不能サポート特約（注２）	月額20万円×所定の回数	10年
重度疾病保障特約（注３）	一時金　200万円	10年
総合医療特約（180日型）	１日目から日額10,000円	10年
先進医療特約	先進医療の技術費用と同額	10年
リビング・ニーズ特約	-	-

(注1) 身体障害者福祉法の身体障害者障害程度等級１級または２級の「身体障害者手帳」を交付された場合、公的介護保険の要介護２以上に認定された場合、または所定の要介護状態になった場合に年金額が支払われる（死亡保険金の支払はない）。最低支払保証期間は５年（最低５回保証）。

(注2) 入院または在宅療養が30日間継続した場合に６カ月分の給付金が支払われ、その後６カ月ごとに所定の就業不能状態が継続した場合に最大２年間（24カ月間）の給付金が支払われる（死亡保険金の支払はない）。所定のがん、急性心筋梗塞、脳卒中、重度の糖尿病、重度の高血圧性疾患、肝硬変、慢性腎不全、重度の慢性すい炎のいずれかを保障する（死亡保険金の支払はない）。

(注3) 所定のがん、急性心筋梗塞、脳卒中、重度の糖尿病、重度の高血圧性疾患、肝硬変、慢性腎不全、重度の慢性すい炎のいずれかを保障する（死亡保険金の支払はない）。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問４》 はじめに、Mさんは、下記の各ケースにおいて、Aさんが死亡した場合の必要保障額を試算した。下記の＜条件＞を参考に、Aさんの必要保障額を計算した下記の表の空欄①～③に入る金額を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。また、金額がマイナスになる場合は、金額の前に「▲」を記載し、マイナスであることを示すこと。

＜条件＞

i. 長男Cさんが独立する年齢は、22歳（大学卒業時）とする。
ii. Aさんの死亡後から長男Cさんが独立するまで（７年間）の生活費の総額は、現在の日常生活費（月額30万円）の70％とし、長男Cさんが独立した後の妻Bさんの生活費の総額は、現在の日常生活費の50％とする。
iii. 長男Cさん独立時の妻Bさんの平均余命は、36年とする。
iv. ＜ケース１＞の生活費の総額は、「長男Cさん独立までの遺族の生活費＋長男Cさん独立後の妻Bさんの生活費」とする。

	＜ケース１＞	＜ケース２＞
Aさんの死亡した時期	現時点	長男Cさん独立時
Aさんの年齢	48歳	55歳
妻Bさんの年齢	45歳	52歳
長男Cさんの年齢	15歳	22歳
生活費の総額	（　①　）	□□□
住宅ローンの返済額	0	0
住宅修繕・リフォーム費用	800	600
租税公課（固定資産税等）	700	400
教育・結婚援助資金	700	200
耐久消費財購入費用	500	300
その他費用（趣味・娯楽等）	500	300
死亡整理資金（葬儀費用等）	300	300
（ａ）遺族に必要な資金の総額	□□□	□□□
遺族厚生年金等	6,500	5,400
妻Bさんの公的年金	1,800	1,800
妻Bさんの勤労収入等	5,500	3,000
死亡退職金等	500	1,500
金融資産（現金、預貯金等）	800	1,500
（ｂ）準備資金	15,100	13,200
必要保障額（ａ－ｂ）	（　②　）	（　③　）

※各数値の単位は万円であり、Mさんが概算の金額を算出したものである。
※計算にあたって、物価上昇率等は考慮していない。

《問５》 次に、Mさんは、Aさんに対して、公的介護保険の概要について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のイ～ヌのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I.「公的介護保険の被保険者が、当該制度から保険給付を受けるためには、（　①　）から要介護認定または要支援認定を受ける必要があります。ただし、Aさんのように（　②　）歳以上65歳未満の第２号被保険者については、要介護状態または要支援状態となった原因が、初老期における認知症、脳血管疾患などの加齢に伴う特定疾病によって生じたものでなければ給付は受けられません」

II.「要介護認定を受けた被保険者は介護給付を受けることができ、要支援認定を受けた被保険者は予防給付を受けることができます。ただし、介護給付の施設サービスのうち、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を新たに利用することができる要介護被保険者は、原則として、要介護状態区分が（　③　）以上の者に限られています」

III.「公的介護保険の保険給付を受ける者は、原則として、費用（食費、居住費等を除く）の（　④　）割を事業者に支払うことになります。なお、居宅サービスを利用する場合、要介護度に応じて利用できる限度額が決められており、限度額を超えて利用したサービスの費用は全額自己負担となります」

〈語句群〉

イ．1　ロ．2　ハ．3　ニ．4　ホ．5　ヘ．30　ト．35　チ．40

リ．市町村（特別区を含む）　ヌ．都道府県

《問６》 最後に、Mさんは、Aさんに対して、生命保険の見直しについてアドバイスした。Mさんがアドバイスした次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「妻Bさんに給与収入があるため、Aさんが死亡した際の必要保障額はマイナスとなり、計算上、死亡保障は必要ないと判断できます。ただし、介護離職せざるを得なくなった場合など、必要保障額の結果が大きく変化する可能性も想定されますので、死亡保障の必要性がないと早計に判断しないほうが賢明であると思います」

②「私が提案した生命保険に加入後、Aさんが公的介護保険の要介護２以上に認定された場合、生活介護・収入保障特約から年金が支払われます。当該年金額は雑所得として課税の対象となりますが、公的年金等控除の適用を受けることができます」

③「Aさんが加入されている生命保険の生前給付の保障内容を確認してください。医療保障を充実させることに加え、長期の入院等により一時的に就業不能になった場合の保障を準備することも検討事項の１つとなると思います」

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第３問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設　例》

Aさん（70歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の社長である。Aさんは、今期限りで専務取締役の長男Bさん（40歳）に社長の座を譲り、勇退することを決意している。

Aさんは、先日、＜資料１＞の生命保険に関する相談を生命保険会社の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんにしたところ、長男Bさんを被保険者とする下記＜資料２＞の生命保険の提案を受けた。

＜資料１＞X社が現在加入している生命保険の契約内容

保険の種類	：無配当逓増定期保険（特約付加なし）
契約年月日	：2013年11月１日
契約者(=保険料負担者)	：X社
被保険者	：Aさん
死亡保険金受取人	：X社
保険期間・保険料払込期間	：78歳満了
基本保険金額	：１億円
逓増率変更年度	：第９保険年度
年払保険料	：800万円
現時点の解約返戻金額	：5,800万円

※ 保険料の払込みを中止し、払済終身保険に変更することができる。

※ 解約返戻金額の80％の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。

＜資料２＞X社がMさんから提案を受けた生命保険の内容

保険の種類	：無配当定期保険（特約付加なし）
契約形態	：契約者(=保険料負担者)・死亡保険金受取人＝X社、被保険者＝長男Bさん
死亡保険金額	：１億円
保険期間・保険料払込期間	：100歳満了
年払保険料	：240万円
65歳時の解約返戻金額	：5,400万円

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問７》 仮に、Aさんが役員在任期間（勤続年数）36年３カ月でX社を退任し、X社が役員退職金として5,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額を計算した下記の計算式の空欄①～③に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、Aさんは、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」「△△△」で示してある。

〈退職所得控除額〉
（　①　）万円＋70万円×(□□□年－20年)＝（　②　）万円
〈退職所得の金額〉
(5,000万円－（　②　）万円)×△△△＝（　③　）万円

《問８》 Mさんは、Aさんに対して、＜資料１＞の逓増定期保険について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「当該生命保険の単純返戻率（解約返戻金額÷払込保険料累計額）は、逓増率変更年度の前後でピークを迎え、その後、単純返戻率は低下し、保険期間満了時には０（ゼロ）になります。現在のキャッシュバリューを確保するには、解約あるいは払済終身保険への変更を検討してください」
② 「払済終身保険に変更後、Aさんが勇退する際に、契約者をAさん、死亡保険金受取人をAさんの相続人に名義変更することで、当該保険契約を役員退職金の一部として支給することができます。個人の保険として継続することで、将来における相続税の納税資金対策等に活用することができます」
③ 「急な資金需要の発生により、X社が当該生命保険から契約者貸付制度を利用した場合、契約者貸付金の全額を雑収入として益金計上する必要があります」

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問９》 Mさんは、Aさんに対して、＜資料２＞の定期保険について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を解答用紙に記入しなさい。なお、空欄②は●分の●形式で記入すること。また、空欄④は解答用紙の「雑収入／雑損失」のいずれかから選び、○印で囲みなさい。

「当該定期保険の場合、保険期間開始時から当該保険期間の（　①　）割に相当する期間においては、支払保険料の（　②　）を前払保険料として資産計上し、残りの支払保険料については、一般の定期保険の支払保険料の取扱い同様、期間の経過に応じて損金の額に算入します。なお、（　①　）割に相当する期間を経過した後の期間においては、支払保険料の全額を損金の額に算入するとともに、それまでに資産に計上した前払保険料の累積額をその期間の経過に応じ取り崩して損金の額に算入します。

当該定期保険の解約返戻金は、役員退職金の原資や設備投資等の事業資金として活用することができます。仮に、X社が長男Bさん65歳時に当該保険契約を解約する場合、X社が解約時までに支払った保険料の総額は6,000万円（240万円×25回）となりますので、それまで資産計上していた前払保険料を取り崩し、受け取った解約返戻金との差額（　③　）万円を（　④　）として経理処理します」

【第４問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさんは、妻Bさんおよび長男Cさんとの３人家族である。Aさんは、2023年中に、生命保険の見直しを行った結果、２件の生命保険を解約している。

Aさんとその家族に関する資料および2023年分の収入等に関する資料は、以下のとおりである。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

・Aさん（50歳）　　：会社員
・妻Bさん（50歳）　：専業主婦。2023年中の収入はない。
・長男Cさん（21歳）：大学生。2023年中に、アルバイトとして給与収入100万円を得ている。

＜Aさんの2023年分の収入等に関する資料＞

(1) 給与収入の金額：900万円
(2) 不動産所得（白色申告、貸家を１戸保有）
　総収入金額：200万円
　必要経費：330万円（土地等の取得に係る負債の利子40万円を含む）
(3) 一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金
　契約年月　　：2015年８月
　契約者(=保険料負担者)・被保険者：Aさん
　死亡保険金受取人　　：妻Bさん
　解約返戻金額　　：1,400万円
　一時払保険料　　：1,000万円

(4) 一時払終身保険の解約返戻金
　契約年月　　：2021年５月
　契約者(=保険料負担者)・被保険者：Aさん
　死亡保険金受取人　　：妻Bさん
　解約返戻金額　　：980万円
　一時払保険料　　：1,000万円

※ 妻Bさんおよび長男Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。
※ Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
※ Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。
※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問10》 Aさんの2023年分の所得税の計算における所得控除等に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のイ～リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I.「2018年分の所得税から配偶者控除の見直しがありましたが、Aさんの合計所得金額は900万円以下であるため、Aさんは38万円の配偶者控除の適用を受けることができます。仮に、Aさんの合計所得金額が900万円を超えると、配偶者控除の額は段階的に縮小し、合計所得金額が（　①　）万円を超えると、適用を受けることができません」

II.「長男Cさんの合計所得金額は48万円以下となりますので、Aさんは、長男Cさんについて（　②　）万円の扶養控除の適用を受けることができます」

III.「Aさんの場合、給与所得以外の所得の金額の合計額が（　③　）万円を超えるため、所得税の確定申告をしなければなりません。所得税の確定申告書は、原則として2024年２月16日から３月15日までの間に納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません」

〈語句群〉

イ．10　ロ．20　ハ．25　ニ．38　ホ．58　ヘ．63　ト．1,000　チ．1,200
リ．2,000

《問11》 Aさんの2023年分の所得税の課税に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、土地等の取得に係る負債の利子40万円に相当する部分の金額は、Aさんの給与所得や一時所得の金額と損益通算することはできません」

② 「一時払終身保険の解約返戻金は契約から５年以内の解約のため、源泉分離課税の対象となります。したがって、一時払変額個人年金保険の解約返戻金に係る一時所得の金額と内部通算することはできません」

③ 「Aさんが所得税の確定申告をするときに、納税地の所轄税務署長に青色申告承認申請書を提出すれば、最高65万円を青色申告特別控除として、総所得金額から控除することができます」

《問12》 Aさんの2023年分の所得金額について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。

① 総所得金額に算入される一時所得の金額

② 総所得金額

＜資料＞給与所得控除額

給与収入金額			給与所得控除額
万円超		万円以下	
	～	180	収入金額×40%－10万円（55万円に満たない場合は、55万円）
180	～	360	収入金額×30%＋８万円
360	～	660	収入金額×20%＋44万円
660	～	850	収入金額×10%＋110万円
850	～		195万円

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第５問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設　例》

Aさん（75歳）は、妻Bさん（73歳）および長男Cさん（47歳）家族とX市内の自宅で同居している。長男Cさんは、X市内の企業に勤務している。他方、二男Dさん（44歳）は他県にある上場企業に勤務しており、将来的にX市に戻る予定はない。

Aさんは、父親から相続した青空駐車場を保有しているが、知人である不動産会社のY社長から、相続対策を兼ねて、賃貸マンションを建築して、土地を有効活用しないかと提案を受けている。青空駐車場の収入は低く、固定資産税等の税金を控除すると、利益がほとんどないため、Aさんは賃貸マンションを建築することにした。

Aさんは、将来的には自宅および青空駐車場（賃貸マンション）等の財産を長男Cさんに承継してもらいたいと考えている。長男Cさんと二男Dさんの関係は悪くないものの、自身の相続が起こった際に遺産分割で争いが生じるのではないかと心配している。

Aさんの家族構成等は、以下のとおりである。

＜Aさんの家族構成（推定相続人）＞

・妻Bさん（73歳）　：専業主婦。Aさんと自宅で同居している。
・長男Cさん（47歳）：会社員。妻と子２人がおり、Aさん夫妻と同居している。
・二男Dさん（44歳）：会社員。妻と子２人で持家に住んでいる。

＜Aさんの所有財産（相続税評価額）＞

1. 現預金：4,000万円
2. 青空駐車場（300㎡）：8,000万円（年間収入200万円）
3. 自宅
   ①敷地（270㎡）：2,500万円（注）
   ②建物：1,500万円
4. 合計：１億6,000万円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用後の金額

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 現時点（2023年９月9日）において、Aさんに相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、相続税の課税価格の合計額は１億6,000万円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

（ａ）相続税の課税価格の合計額		１億6,000万円
	（ｂ）遺産に係る基礎控除額	（　①　）万円
課税遺産総額（（ａ）－（ｂ））		□□□万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Ｂさん	□□□万円
	長男Ｃさん	（　②　）万円
	二男Ｄさん	□□□万円
（ｃ）相続税の総額		（　③　）万円

＜資料＞相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	1,000	10%	-
1,000	～	3,000	15%	50万円
3,000	～	5,000	20%	200万円
5,000	～	10,000	30%	700万円
10,000	～	20,000	40%	1,700万円
20,000	～	30,000	45%	2,700万円
30,000	～	60,000	50%	4,200万円
60,000	～		55%	7,200万円

《問14》 賃貸マンションの建築に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「青空駐車場として利用している宅地上に、賃貸マンションを建築した場合、その敷地は貸家建付地として評価されます。貸家建付地の相続税評価額は、『自用地評価額×借地権割合×借家権割合×賃貸割合』の算式により評価されます」

② 「ローンを活用して賃貸マンションを建築した場合、相続税額の計算上、当該借入金は債務控除の対象となります。しかし、空室が多くなれば、ローン返済が滞る可能性もありますので、有効活用には慎重な対応が求められます」

③ 「2018年度税制改正により、相続開始前５年以内に新たに貸付事業の用に供された宅地は、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の対象から除外されていることに留意してください」

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問15》 Aさんの相続に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のイ～ヌのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I.「Aさんが生命保険に加入していないのであれば、契約者(=保険料負担者)および被保険者をAさん、死亡保険金受取人を相続人とする一時払終身保険への加入を検討してください。終身保険に加入後、Aさんの相続が開始した場合、相続人が受け取る死亡保険金は（　①　）万円を限度として、死亡保険金の非課税金額の規定の適用を受けることができます」

II.「相続財産の大半を妻Bさんおよび長男Cさんが相続した場合、二男Dさんの遺留分を侵害するおそれがあります。仮に、遺留分算定の基礎となる財産が２億円の場合、二男Dさんの遺留分の金額は（　②　）万円となります。相続財産を多く取得した相続人に十分な資力がなければ、生命保険の活用、生前贈与等により、手元の代償交付金を確保しておく必要があります」

III.「配偶者に対する相続税額の軽減の適用を受けた場合、妻Bさんが相続により取得した財産の金額が、配偶者の法定相続分相当額と１億6,000万円とのいずれか（　③　）金額までであれば、納付すべき相続税額は算出されません。妻Bさんの固有の財産を含め、二次相続の段階で二男Dさんへの配分を考慮することも検討できます」

IV.「妻Bさんが自宅の敷地を相続により取得した場合、その（　④　）について、通常の価額から80％相当額を減額した金額を、相続税の課税価格に算入すべき価額とすることができます」

〈語句群〉

イ．500　ロ．1,000　ハ．1,500　ニ．2,500　ホ．3,000　ヘ．5,000

ト．少ない　チ．多い　リ．敷地の全部　ヌ．敷地のうち240㎡までの部分

《模範解答》

問番号	解答
第1問	
問1	① ト　② ニ　③ ロ
問2	① 400(円)　② 48,000(円)　③ 68,000(円)　④ 70,000(円)
問3	① ○　② ○　③ ×
第2問	
問4	① 8,244(万円)　② ▲3,356(万円)　③ ▲4,620(万円)
問5	① リ　② チ　③ ハ　④ イ
問6	① ○　② ×　③ ○
第3問	
問7	① 800(万円)　② 1,990(万円)　③ 1,505(万円)
問8	① ○　② ○　③ ×
問9	① 6(割)　② 2分の1　③ 2,400(万円)　④ 雑収入
第4問	
問10	① ト　② ヘ　③ ロ
問11	① ○　② ×　③ ×
問12	① 165(万円)　② 775(万円)
第5問	
問13	① 4,800(万円)　② 370(万円)　③ 1,720(万円)
問14	① ×　② ○　③ ×
問15	① ハ　② ニ　③ チ　④ リ